職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第９条第１項の規定により、平成30年度岩手県職員採用Ⅰ種試験を次のとおり実施する。

平成30年４月３日

岩手県人事委員会

委員長　熊　谷　隆　司

１　試験を行う職種区分及び採用予定人員

職種区分	採用予定人員	職種区分	採用予定人員
一般行政A	44人程度	水　　産	４人程度
一般行政B	５人程度	総合土木Ａ	22人程度
社会福祉	12人程度	総合土木Ｂ	５人程度
心　　理	３人程度	建　　築	１人程度
農　　学	13人程度	機　　械	１人程度
畜　　産	３人程度	電　　気	２人程度
林　　学	７人程度	総合化学	４人程度

２　受験資格　次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者は、受験できない。

（１）　一般行政Ｂ及び総合土木Ｂを除く職種区分

ア　昭和61年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者（平成30年４月１日における年齢が21歳以上32歳未満の者）

イ　平成９年４月２日以降に生まれた者（平成30年４月１日における年齢が21歳未満の者）で大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成31年３月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格を有すると人事委員会が認める者

（２）　一般行政Ｂ及び総合土木Ｂの職種区分

昭和53年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者（平成30年４月１日における年齢が21歳以上40歳未満の者）。

ただし、求める人材は、職務経験等（ボランティア経験等を含む。）を一般行政Ｂについては継続して３年程度又は通算して５年程度、総合土木Ｂについては３年程度有するものであること。

３　試験の期日、場所及び方法

（１）　第１次試験

ア　期日　平成30年６月24日（日）

イ　試験地　盛岡市及び東京都

ウ　方法　教養試験及び専門試験（一般行政Ｂの職種区分を除く。）を大学卒業の程度において行う。

（２）　第２次試験

ア　期日　平成30年７月９日（月）から同月20日（金）までの間で人事委員会が指定する日

イ　試験地　盛岡市

ウ　方法　論文試験、人物試験及び身体検査を行う。ただし、論文試験並びに一般行政Ｂ及び総合土木Ｂの人物試験のうち適性検査を第１次試験と同日に行う。

（３）　第３次試験

ア　期日　平成30年８月２日（木）から同月10日（金）までの間で人事委員会が指定する日

イ　試験地　盛岡市

ウ　方法　人物試験を行う。

４　合格者発表

（１）　第１次試験合格者発表　　　　　平成30年６月29日(金)

（２）　第２次試験合格者発表　　　　　平成30年７月下旬

（３）　第３次試験（最終）合格者発表　平成30年８月下旬

5　受験手続

（１）　申込方法　岩手県の電子申請・届出サービスを使用して申込手続を行うこと。

（２）　受付期間　平成30年５月７日(月)から同月18日(金)まで

6　採用の方法等　職員の任用に関する規則の定めるところによる。

7　職務の内容及び給与　採用者は、主事、技師又はこれらに相当する職に任命され、行政職給料表１級25号給（180,800円）、研究職給料表１級25号給（185,700円）の給料のほか、期末手当、勤勉手当等が支給される。

8　その他　詳細については、岩手県人事委員会事務局に問い合わせること。